

ストーカー加害者受診5.7%

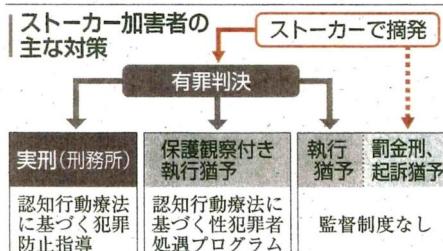
県内 低調、再発防止に課題

ストーカーによる事件が後を絶たない中、加害者への対策が進んでいない。全国の警察は近年、加害者にカウンセリングや治療を促す取り組みを開始。ただ、受け入れないケースが多く、兵庫県警では昨年、働きかけた157人（男性141人、女性16人）のうち、受診したのは9人にどまり、5・7%と1割にも満たない。治療によって再発を防ぐ仕組みには課題が多い。

早期治療、司法の枠組みに

ストーカー規制法は、埼玉県桶川市で起きた殺人事件を契機にできた。「つきまとい行為」などに警告や禁止命令を出すことができることで、事件が起ころるたびに議論され、規制できる行為の女性にストーカー行為範囲が広げられてきた。しかし、神戸市では80年代にマンションで住人の女性ナイフで刺殺される事件が発生。殺人容疑で逮捕された男(35)は過去に2度、の女性にストーカー行為

年	働きかけた加害者数 (左軸)	カウンセリング・治療率 (%) (右軸)
2016	400	28
2017	500	27
2018	600	26
2019	700	25
2020	800	24
2021	900	23
2022	1000	22
2023	1100	21
2024	1200	20



罰金刑受けても監督の対象外

1人いたという。
警察庁によると、24年は
全国で3271人に受診を
促したが、受診は184人
(5・6%)と低い。取り
組みの強化で、働きかけた
人数はこの9年で約8倍に
2人配置。働きかけを強化
心理士資格を持つ警察官を

(犯罪心理学)は、ストーカーの加害者は犯罪の意識が乏しく、「治療が必要だ」と思っていない人もいる」と指摘。加害者の自主性に任せて受診を促す現状の制度では限界があるとし、犯罪心理学の研究に基づくリスク評価で危険度を判断し、早期に治療を行う仕組みが必要。刑事司法の枠組みの中など組み込むか、

本気で考え直す必要がある」としている。

ストーカー加害者の主な対策

ストーカーの加害者が更生指導を受ける仕組みがあるのは、実刑や保護観察付き執行猶予判決を受け、刑務所に入るか、保護観察になつた場合に限られる。保護観察では、2021年に対象者の類型にストーカーが追加され、思考のゆがみを認識させて行動の変化を促す「認知行動療法」に基づき更生が図られる。一方、起訴猶予や罰金刑、保護観察が付かない執行猶予の場合は、予防的観察課によると、この場合の加害者を監督する制度はないといい、再発防止の指導や社会復帰支援につながらないケースがある。

独自の支援策も自治体によつてまちまちだ。京都府警は、加害者に対し計5回のカウンセリングと精神科医の受診費用(1回分)を公費負担し、23、24年はそれだけはあふれ

療を受けた。加害者向は性障害専門医療センター(東京)代表で精神科医の井裕輝さんは「日本でも防への意識は広がりつつあるが、加害者支援の視点からまだ不十分。医療的処置だけでなく職業訓練などの就職支援も含め、更生に向けた社会づくりを進めなければならぬ」とする。

増えたが、受診率は16年の22・5%から低下した。受診するかどうかはあくまで任意で、受診料負担も壁になつてきているとみられる。

県警人身安全対策課の担当者は「新たな被害発生を防げる可能性はあるが、警察はあくまで受診を促すことにしかできない」と話す。

筑波大の原田隆之教授（犯罪心理学）は、ストーカーの加害者は犯罪の意識が乏しく、「治療が必要だ」と思っていない人もいる」と指摘。加害者の自主性に任せて受診を促す現状の制度では限界があるとし、「犯罪心理学の研究に基づいて、スクエアで危険度を判断し、早期に治療を行う仕組みが必要。刑事司法の枠組みの中など組み込むか、

は向こうだはあ幸福。受取の治
する本

出典：神戸新聞（2025年9月22日掲載）より

2025年12月2日 参議院内閣委員会提出資料 日本共産党 大門実紀史